



労 務 通 信 133 号



成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152

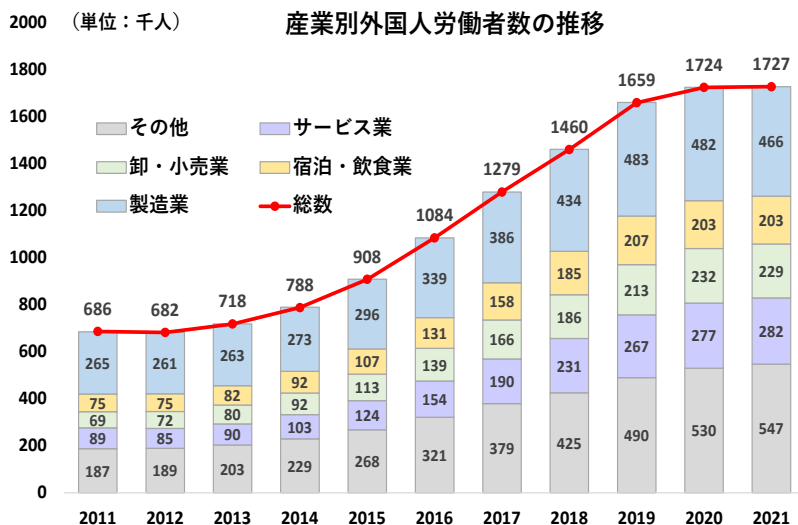


～外国人材の現状と雇用の注意点～

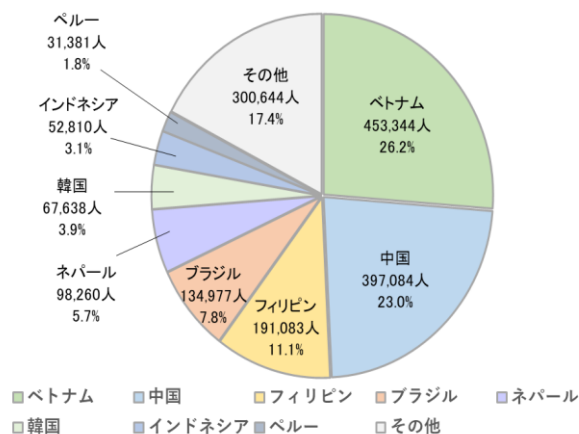
現在、日本の労働力人口は減少の一途を辿り、**2030 年には 644 万人の人手不足**になるという試算がされています。特にサービス、医療・福祉業界は深刻な人手不足になることが予想されています。今回は人材確保手段の一つとして注目されている外国人雇用についてご説明いたします。



【外国人材の現状】



国籍別外国人労働者の割合



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況まとめ」

日本国内で就労する外国人労働者はここ 10 年で約 2.5 倍に増加しています。新型コロナによる入国制限の為伸び率が低下していますが、入国制限が解除されれば多くの外国人材が入国する見込みです。

国別の割合でみるとベトナム、中国、フィリピンの順で多く、近年ではインドネシアやタイなどの割合が増加してきています。

【就労可能な在留資格】

日本国内で就労するには特定の在留資格を取得している必要があります。主な資格は以下の通りです。



就労制限のない資格	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
規定職種でのみ就労可能資格	医療、研究、教育、介護、技能、技能実習、特定技能 他 12 資格
就労の禁止されている資格	文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在

【雇入れ時の注意点】

- ・ 社会保険、労働保険、最低賃金等は日本人と同様に適用されます。
- ・ 外国人材の雇入れ、離職の際にはハローワークへ「外国人雇用状況の届出」が義務付けられています。
- ・ 外国人労働者に適用される就業規則の作成・整備が必要になります。
- ・ **必ず就労可能な在留資格を持っているか確認**してください。

在留資格によっては就労できない業種・職種があります。知らずに就労してしまうと労働者だけでなく事業主にも **3 年以下の懲役または 300 万円以下の罰金**が課せられる場合があります。

昨今、劣悪な環境での就労を強いられる外国人労働者についての報道が散見されます。特に近年その数が増加している技能実習生は、上限を超えて残業させられたり、報酬が最低賃金未満であったり、パワハラ被害にあったりと多くの事例が報告されています。外国人労働者は、日本人労働者と同様な立場であることを忘れず、雇入れの際は就労環境の整備をお願いいたします。

藤澤 幸平